

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年10月5日

上 申 書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田 代

健



代

同弁護士

松 繁

明



代

同弁護士

川 本

賢

一



代

同弁護士

水 野

絵 里 奈

三



代

同弁護士

福 田

浩



代

同弁護士

井 家

武

男



代

頭書事件（以下「本件」という。）については、御庁からの令和4年8月22日付け事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）により、今後の審理計画（以下「本件審理計画」という。）が示された。本件審理計画は、令和4年7月20日に開催された進行協議期日における当事者双方の意見等を踏まえ、①「保全事件については迅速性がより求められるところ、本件においては、原決定を不服として抗告人らが即時抗告をしてから既に9か月余りが経過して」いること、及び、②「抗告人らにおける疎明の困難さを考慮しても、決定時期も見据えた審理計画を立て、その中で、各当事者が最善を尽くすことが求められている」ことを考慮して定められたものであり（本件事務連絡別紙の2）、相手方は、本件審理計画に沿って、期間が短いながらも、反論等を行えるよう最善を尽くす所存である。

一方、抗告人らは、「本年9月末までに、抗告人らにおける一応の主張疎明の準備」を行うこととなっているところ（本件事務連絡別紙の3）、令和4年9月30日付け上申書（以下「上申書」という。）を提出し、相手方の即時抗告準備書面（1）に対する反論書面は、令和4年9月末に提出の予定を同年10月21日までに提出に変更するとしている。

しかしながら、抗告人らの上記変更は、本件審理計画を無視するものであり、許されるべきではない。すなわち、抗告人らが上申書を提出したのは、令和4年9月30日であり、本件事務連絡が送付されてから1か月余りを経過していること、及び、本件審理計画で定められた抗告人らの準備期間が終了する日であること、並びに、相手方の即時抗告準備書面（1）に対する反論書面の提出予定日が、本件審理計画で定められた抗告人らの準備期間が終了する日から20日余りも経過するものであることからすれば、抗告人らの対応は、迅速性を欠いている（上記①）。また、抗告人らは、合理的な理由

もなく、本件審理計画で定めた期限を徒過するものであって、最善を尽くしているともいえない（上記②）。

したがって、抗告人らが、相手方の即時抗告準備書面（１）に対する反論書面を提出することは、本件審理計画に反するものであることから、御庁においては、これを認めるべきではないと考える。

以 上